

議第 3 2 号 広島県立県民の浜管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

昨今の人件費や物価等の上昇による管理運営費の増大を考慮し、広島県立県民の浜の施設等の使用料について額の改定等をするものです。

2 改正の内容

(1) 宿泊施設等の使用料の改定

広島県立県民の浜は、広島県が設置し、呉市が事務委託を受けて管理しています。この度、昨今の人件費や物価等の上昇による管理運営費の増大を考慮し、また、広島県において、広島県が管理する施設の使用料の改定を行うことを踏まえ、あらかじめ広島県と協議をした上で、宿泊施設等の使用料について改定をするものです。

(2) 運動広場の使用料の改定等

運動広場については、広島県立県民の浜管理条例（平成 2 9 年呉市条例第 2 2 号）別表備考第 5 号の規定により、入場料等を徴収し、興行等のために専用使用する場合を除き、現在使用料の徴収を行っていません。

受益者負担の原則により、入場料等を徴収し、興業等のために専用使用する場合以外においても運動広場を専用して使用する者に使用料の徴収を行うことができるようにするため、あらかじめ広島県と協議をした上で、当該規定を見直すとともに、使用料の額を定めるほか、所要の規定の整備をします。

なお、運動広場の使用料の額については、呉市及び他市町の類似施設の使用料を勘案して定めます。

3 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日